

会議(打合せ)の 名称又は議題		令和５年度 第２回 白井市産業振興ネットワーク会議 会議録	
日時	令和６年２月２０日（火） 午後２時～４時	場所	白井市役所本庁舎４階大委員会室
出席者	小川委員長、齊藤(重)副委員長、清水委員、駒村委員、押田委員、小水内委員、染谷委員、宇津野委員、北村委員、今委員、桐山委員、中村委員（欠席委員３名） 事務局：金井産業振興課長、岩立農政係長、黒澤企業誘致推進室長、富澤商工振興係長、佐山主査補、宮川主事、綿崎主任主事 傍聴者 ２名		
（会議開催の趣旨） 白井市産業振興条例第８条第２項に基づき、産業振興に関する施策を調査審議するため、令和５年度第２回の白井市産業振興ネットワーク会議を開催した。 （内容） 別紙のとおり。			

○事務局 それでは、ただいまから白井市産業振興ネットワークの本会議のほうに入らせていただきます。

議事の議長は、白井市産業振興ネットワーク規則第3条の規定により、委員長にお願いいたします。

委員長、議事の進行のほうをよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。早速ですが、次第に基づいて、これから議案1、企業誘致における負担金制度の創設の方向性について（諮問）を取り扱いたいと思います。

改めてなのですが、会議の議事進行に際して、皆さんに御協力をお願いしたいことがございます。会議を録音して会議録を作成しているとのことですから、発言者が誰か分かるように、会議の発言のルールを改めて周知したいと思います。先ほど事務局から説明があったとおり、質問や意見のある方は、まず挙手で、手を挙げていただいて、委員長からの指名を受けて、最初にお名前を名乗っていただいてから発言を始めていただくよう、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、議案1。

○事務局 委員長すみません。先に申し訳ありません。ちょっと待ってください、いらっしゃいますか。

○委員長 傍聴ですか。

○事務局 いないです。

○事務局 いないですね、すみません、大丈夫です。申し訳ありませんでした。

○委員長 すみません、傍聴を確認していませんでした。

それでは、議案1、企業誘致における負担金制度創設の方向性について、事務局に説明をお願いしたいと存じます。

まず、この議案は諮問案件になるため、質疑後に答申を出したいと考えておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

では、事務局、お願いいたします。

○事務局 それでは、議案1について、資料に基づき説明させていただきます。着座にて説明いたします。

資料が、令和5年度第2回白井市産業振興ネットワーク会議議案書と書かれたものです。上から2枚めくって、白井市での企業誘致における現状と課題から説明させていただきます。

まず、白井市の現状としましては、白井市は、①東京都心から約30キロと近接しており、また、国道16号や国道464号線が市内を縦横断していること、加えて、東京都心から成田空港までを結ぶ鉄道路線が走っていることなど、交通条件にはとても優れていることから、産業立地の優位性は非常に高いです。

しかしながら、②企業からの引き合いは多くありますが、用地が限られるため、企業立

地の機会を逃している状況です。

③白井工業団地の立地企業の中には増設・移転を望む企業もあり、受け皿の整備が急務となっています。

これまでの市の取組としましては、④に記載のとおり、企業の求めに応じてタイムリーに用地を提供できる先行造成型の産業用地をストックしておくことが望まれることから、令和３年度に産業用地確保検討調査を実施し、市内の市街化調整区域に産業用地候補地として14か所を選定しました。

また、⑤のとおり、令和４年９月20日、白井市行政経営戦略会議において、14か所の産業用地候補地や工業専用地域、駅周辺地域での企業誘致の進め方を定型化した白井市企業誘致基本方針が採択されました。

この企業誘致基本方針については、以前にもお配りしたのですが、今回、参考として、この資料の後ろ、ここから２枚ほどめくったところに添付しております。

また、さらに１枚めくると、候補地の地図も記載しておりますので、参考に御覧いただければと思います。

次に、課題としましては、先ほどの現状②にもあるとおり、白井市工業団地等の既存の市街化区域には空き用地がありません。

また、②として、現状の④で、産業用地は先行造成型でストックしておくことが望ましいとしましたが、関係法令等のハードルが高く、新たな産業用地の確保は容易ではございません。

また、③として、財源が限られているため、産業用地の確保手段は、これまでの先行造成型、供給型から需要に応じた形へ変えていく、検討する必要があるとしています。

続いて、現在の支援制度について説明いたします。

現在、白井市では、白井市企業立地促進条例及び白井市商業施設等誘致促進条例による支援を行っています。それぞれ説明させていただきます。

まず、白井市企業立地促進条例には２種類の奨励金があります。

一つが促進区域、こちらが工業団地などの市街化区域でございます。その促進区域に土地を取得後３年以内に操業を開始する事業者で、１億円以上の投下固定資産を有し、かつ、10人以上の常用雇用者を雇用するものに対し、５年間、固定資産税及び都市計画税の２分の１相当額を奨励金として交付する企業立地奨励金。

もう一つが、対象施設の操業開始日の前３か月から操業開始日の後３か月までの間に雇用した市民常用雇用者を引き続き12か月经過した日において５人以上雇用しているものへ市民常用雇用者１人当たり10万円を奨励金として交付する雇用促進奨励金がございます。

次に、白井市商業施設等誘致促進条例では、公益的施設誘導地区、こちらが場所としては16号沿い及びベルクが建っている、あの辺でございます。その公益的施設誘導地区にお

いて1億円以上の事業費を支出し、対象事業及び対象事業に関連する施設の整備を行うものに対し、3年間固定資産税相当額を奨励金として交付するものでございます。

次のページを御覧ください。

現在の支援制度の課題について説明します。

まず、これらの支援制度については、令和4年度に実施した事務事業評価の施策内会議において、まず、市の中で見直しを検討すべきとされております。

それぞれの課題について説明させていただきますと、白井市企業立地促進条例は、最初お伝えした現状と課題のとおり、促進区域となる白井工業団地などの市街化区域に空き用地がありません。

また、白井市商業施設等誘致促進条例は、対象となる公益的施設誘導地区が市街化調整区域であることから、一団の産業用地を形成するためには複数の地権者の同意が必要であることや、当該地にインフラが整っていないことなど、企業の進出リスクが高いことから誘致に至っていないと考えております。そのため、白井市企業誘致基本方針を推進していくためには、現在の支援制度から今の課題に沿った新たな制度を検討していく必要があると考えております。

新たな負担金制度創設の方向性としては、まず、方向性が効果的な企業誘致の推進、その具体策として、新たにインフラ負担金制度を創設することを検討しております。

次のページを御覧ください。

インフラ負担金制度の創設について説明いたします。

現状と課題について、先ほどと繰り返しになりますが、企業誘致基本方針における事業候補地は、工業団地と駅前を除くと、全てが市街化調整区域となっております。そのため、①事業候補地で一団の用地を形成するためには、複数の地権者の同意を得る必要があること、②市街化調整区域であることからインフラが整備されていないこと、③本来、産業用地の造成やインフラ整備は市が行うことが望ましいですが、財政負担が大、かつ、事業スピードが遅く、民間の需要に柔軟に応じることが困難でございます。

そのため、新制度の方針としては、民間需要に基づき、官民連携により民間企業による産業用地の整備を実施するものとし、この時、本来、市が整備すべきインフラ工事に関わる企業については、市が負担金として企業側に支出することを前提に検討しております。

内容としましては、①官民連携して産業用地を整備するものとし、市と民間事業者で役割分担を行う。②白井市企業誘致基本方針に基づく事業計画を対象とする。③市は周辺インフラ整備費を負担するものとし、事業計画を審査・認定して、該当工事に対してインフラ負担金を交付する。④事業計画の審査は、第三者機関で実施する。なお、この第三者機関の詳細については、今後の検討を予定しております。⑤財源は、国の都市再生整備計画関連事業交付金や千葉県立地企業補助金等の活用を検討しております。

最後に、財源について、参考に資料として掲載しておりますので、説明させていただきます。

ます。

まず、都市再生整備計画関連事業については、社会資本整備総合交付金として、市町村が作成する都市の再生に必要な公共施設、公共公益施設の整備等に関する計画に基づく対象事業費に対し40%の交付金、また、国の重要施策に適合する場合は、交付率45%となる交付金がございます。

次のページを御覧ください。

上段に、この社会資本整備総合交付金の国の重要施策に当たる部分の抜粋を載せております。白井市では、半導体やデータセンターなどの次世代成長産業や物流施設などが実際に引き合いが来ておりまして、これらは企業誘致基本方針において誘致すべき産業、施設としても位置づけてございます。

次に、千葉県立地企業補助金について。こちらが千葉県の条例でございまして、産業用地整備事業として、製造業や流通加工業、こちらが物流になりますが、について、千葉県の要件を満たせば、市町村が負担する工事費の2分の1、上限額5億円の補助金がございます、こちらは、市が直接負担でも、民間企業が実施したものに市が負担金として支出する場合、どちらの場合でも適用となる補助金でございます。

簡単ですが、説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございましたが、説明いただいた企業誘致における負担金制度創設の方向性については、今後、企業誘致事業を行うに当たり重要なものになると思います。そこで、御不明な点、確認したい、もう少し詳しく聞いてみたいというところがございますたら、遠慮なく委員の皆様、御質問をよろしくお願いいたします。

どうぞ。

○委員 1ページ目の最後の課題の最後のところで、産業用地の確保手段は供給型から需要型への移行と書いてありますけれども、需要型というのは、どのようなイメージで捉えておけばよろしいのでしょうか。

○委員長 どうぞ、事務局、お願いします。

○事務局 資料の地図を、事業候補地位置図、後ろから2ページ目です。よろしいでしょうか。

○委員長 どうぞ。

○事務局 円で描いている14か所、AからNですけれども、みんな民地なので、地権者を取りまとめています。我々がその地権者に条例上の協議会をつくるのですけれども、これに成り代わって、代理するような形で事業者を募集すると。いわゆる需要を、ここの土地で何ができますか、何ができますかというか、できるものというのは公的には限られているのですけれども、それを募集する形で、それを実現する、これを需要型。

今までは、都市計画、千葉ニュータウン事業をイメージしていただくとありがたいので

すけれども、計画があつて、計画人口があつて、そのために住宅系の用途地域を何平米張り付ける、これが供給型、いわゆる昔からの従来型というような言い方ですけれども、こういったものでした。

ただ、今、昔の従来型で課題が解決しない市町村が多数ある。白井市としては、少し、都市計画的にはいろいろ議論があるのですけれども、需要型のほうにかじを切っていくということを考えています。企業誘致基本方針でそれを採択していただいて、それで進むということになります。以上。

○委員長 委員長として、もうちょっとかいつまんで簡単な言葉で説明していただいけませんか、簡単に。何か世の中のニーズを捉えた提案ができるところの人たちを今回上げているような土地に募集かけるということですよね。

○事務局 そうです。おっしゃるとおり。

○委員長 端折り過ぎたのですけれども。

○事務局 簡単に言うと、そうです。需要、行政側が表に出て、こうあるべきだということではなくて、募集するということです。

○委員長 どうぞ、課長お願いします。

○事務局 今、県内にも新しく工業団地、造成をまずして、工業団地という形で募集して造っている工業団地があると思いますけれども、募集しても空いているようなところが結構あると思います。それは、最初に需要を調査していないから、そこが適地かどうかと需要を調査していないでやる場合は、あまり悪いこと言っちゃうとあれですけれども、そういう例があるのですけれども、そういうものではなくて、まずこの場所でどういう需要があるかを調査してから、それから、そこを整備していく、そういう形に変えていきたいと思います。うちとしては、そういう形に変えて、企業誘致を進めていきたいと思いますという流れになっています。

以上です。

○委員長 これで分かりやすくなった。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○委員 今のそのことなのですけれども、今、供給型が従来型ということですよ。需要型が広く一般からどうだ。でも、提供というか、こちらで提案する地面については、所有者がいるわけですよ。個人の土地の上に、ここをどうという話ですよ、この地図よく分からないのですけれども。難しいですよ。そこで、うちは売りませんとかいう人がいたら、どうなるのですか。進めていく、難しいですよ。これ、並行に進めていくということですか。

○委員長 それはちょっと確認することになると思うのですけれども、今、候補地のAか

らNまでありますよね。それ全部引っ越すというわけではないですよ。だから、優先順位が決まりつつあると思うのですよね、おのずと財政事情を鑑みて。だから、それに基づいて、ちょっと事務局から説明していただきましょう。

事務局、お願いします。

○事務局 先ほども説明しましたがけれども、当然、地権者さんがいらっしゃるので、地権者さんの御意向を無視して企業を連れてくるということは当然できませんので、白井市まちづくり条例による協議会を設立するということになります。これ、資料を、地図の裏を別紙2という、協議会設立フローというものがあると思うのですけれども、大丈夫でしょうか。資料の後ろから2枚目ですね。

これを、先ほど担当のほうからも説明があったと思うのですけれども、定型化しました。地権者さんの同意率50%以上で、白井市まちづくり条例という自主条例なのですけれども、協議会を設立することが可能になります。そこで協議会を設立して、半分以上の合意がある場合に市のほうが、ですから、その地区は優先順位が上がるということになります。そこで募集をすると。

参考に、現在、先ほどの地図に戻っていただきたいのですけれども、実際にこのAからNで協議会が立ち上がっているエリアですけれども、まずA地区、次にK地区、次にL、M地区、あと、16号沿いのE地区、こちらが協議会が立ち上がってまして、需要調査をしつつ事業のほうを進めていく。以上になります。

○委員長 簡単に言うと、その話なのですが、だから、地権者の過半数以上の同意が得られないと話は前に進まないということですよ。

○事務局 そうです。

○委員長 だから、過半数以上の同意が得られたところの優先順位が上がるということですよ。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○委員長 ということです。

それに付随して、委員長から質問をしたいのですけれども、これ、企業誘致ですよ。企業といってもいろいろな企業ありますよね。迷惑施設とかってというのは、どの段階で切られるのですか。

これは、ここでは判断できるような問題じゃないのだけれども、やっぱり白井市のまちの価値を下げるような施設ってあるじゃない、いわゆる迷惑施設というやつ。だから、その誘致はもちろん阻みたいわけですよ。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○委員長 それについて、ちょっとお願いします。

○事務局 当然、合法だからといって、手続ができるからといって、その場所にふさわしくない、ふさわしい業態であるというのは、市としても当然考えておりまして。ですか

ら、サウンディング型市場調査、対話型市場調査というのを行うのですけれども、その際の募集要項で、当然、市のほうが望ましいと思っている業態のほうは明示しています。

あと、当然、市街化調整区域なので、先ほどの、ベルクの隣のところの公益的施設誘導地区というところなのですけれども、これは商業施設に限っているのですけれども、用途を限ったゾーニングをしているところもありますので、そういう形で募集をして、当然その取組の中で評価していく、そういうことをやっています。以上になります。

○委員長 という方針らしいです。いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○委員 この長いスパンをかけて計画をやっていくというのは非常によく分かるのですが、おちおちしていると隣の町に取られるとかいうのはないのですか。

私、娘が印西に住んでいるのですね。それで、一目見て分かるというと切ないのですが、私は白井を、娘はもちろん白井生まれですから、そうすると、隣と比べるのもいかなかなと思いながら、やっぱりこれは行政だと思うのですよね。いかに早く結論を出して、いい企業を他に取りられないように白井でということですよ。平らなところを見たときに、やっぱり印西って広いので、白井、頑張らなきゃと思うのですけれども、どうでしょうかね。本当に市民の考え方ですけれども、本当にそう思ってしまう。

○委員長 ありがとうございます。今、感想として受け止めております。私も同じような感想を持っておりますので。

どうぞ。

○事務局 今、委員がおっしゃったとおりで、我々もそう思っているというか、差がついてしまっているのは分かっています。

ただ、両方とも、印西も白井市も、同じ千葉ニュータウン事業でできたまちなのですよね。千葉ニュータウン事業というのは、事業自体は新住宅市街地開発事業といって、旺盛な住宅需要の受け皿づくりのための法律による事業だったのです。白井市のほうが都心に近いので、事業完了が早かったのです。ですから、都心のベッドタウンとして、まちが完了してしまった。先ほど市街化区域に土地がないという話は、そういったことなのです。しかも、住宅系の用途地域で事業が完了している。

印西市さんは、工事が大幅に遅れたのです。大幅に遅れて、住宅地の候補の用地が広大に残ってしまった。その間に旺盛な住宅需要が下がってきて、でも、土地は造成したので売却しなくちゃいけない。そこで法律が緩くなるんです。産業系の用地に転換することが可能になる。一番スタートは、ジョイフル本田さんです。あそこが建って、一気にがっと思行くんです。そして、物流のグッドマンさんとか、グーグルさんとか、ああいうものが入った。

白井市には、その産業系の用地が、繰り返しますけれども、ないのです。ただ需要はあるのです。どうするかというと、市街化区域の住宅地の方たち、全部買収して出ていっ

てくださいって、そんなことできませんよね。ですから、調整区域で調査をしたエリアについて企業に需要を聞く。

これ、白井市の先ほどの地図をもう一度見ていただきたいのですけれども、白井市は、A地区とか、K地区とか、L地区とか、ベルクが建っているところとか、調整区域なのですけれども、市街化区域の形を見ていただくと、ぼこぼこしておかしいと思いませんか。これ、もともとA地区とか、K地区とか、L地区というのは、実は市街化区域なのです。ニュータウン区域だったのです。これが除外されてしまって調整区域になった。当然、買収ができなかったというところですよ。調査をかけると、当然そこが産業用地の候補地として当たり前のように上がってくるのです。客観的な指標で、接道の状況とか、地形とか地盤とか、そういった指標で調査をかけたのですけれども、当然、事業候補地として上がってきた。

ですから、印西市さんが住宅用地として広大な宅地を産業用地に転換しましたよね。それとニアリーな形だと思いませんか。

ただ、この用地は、企業庁が持っているわけじゃなくて、個人から。ですから、個人の方と一緒に話をして、当時は千葉ニュータウン事業に反対された方だと思うのですけれども、でも、新たな潮流と時の経過、それで考え方も変わっていらっしゃる方もいらっしゃるよ。そういう方とお話をしながら、今、進めている。確かにゆっくりかもしれないけれども、そこは、でも丁寧にやらないといけないと市としては思っています。

以上です。

○委員長 どうぞ。

○事務局 印西市の例が、いい例なのです。要は、土地さえあれば企業は呼べます。それいつまでかは、まだ分からない、需要があるのはいつまで分からないのですけれども、土地さえまとめれば企業は呼べるので、その土地をまとめる地権者の皆さんを同じ方向に向かせる仕事を今、企業誘致推進室がやっています。4月からは、市長直轄の未来創造戦略室という形に組織を変えて、より進めていく。繰り返しになりますが、需要がいつまでであるか分かりませんので、スピード感を持って進めていくという形で、今、進めているところです。

○委員長 そろそろ負担金制度創設について審議しましょうか、議論を。だから、こういう白井市のまちづくりで様々な事情があったということが、よそ者の私なんかよりも、はるかに皆様のほうがよく御理解していただいていると思うので、この負担金制度をつくるかつくらないかで議論を進めていきたいと思います。

いかがでしょうか。もし反対の意見がある方、積極的に発言していただけるとうれしいなと思うのですが、ございませんか。

どうぞ。

○委員 この要望は企業側から上がってきたものなのですか。企業側から、こういうふう

なものがあれば来たいよという形で。今回のような新しい施策といいますか、インフラ負担金制度というところは、ニーズがちゃんとあるかどうかは気になったところでございます。

○委員長 その前に答えさせてもらっていい。

僕も、地域は違うのだけれども、実家が物流屋さんをやっているのね。市街化調整地域に、物流屋だから事務所構えさせてもらったのだけれども、市から負担金というものは、もらったことなかった。

そうしたら、あるとき大雨が降って、真裏にある川の水が溢れて、そこの事務所へ行こうと思ったときに、その近隣の道路が通行止めになって、駐車場が水浸しになった。だから、そこの工事については、そこまで被害を受けてしまったから、ようやく市が重い腰を上げてくれた。本来はこういうものって、なかなかつけてくれないのですよ。だから、事業者としては、正直ありがたいのだらうなということは推測できます。

じゃあ、お願いします、事務局。

○事務局 先ほどの地図のベルクが建っているところなのですけども、L地区の隣ですね。ここ、ベルクさんができて、当然インフラが整備されていないので、先ほど会長からも雨の話がありましたけれども、雨水を一時的に貯留する施設を造らなくちゃいけないのです。それがオープン調整池だったり、今、最近はやりが、有効宅地を増やすために、地下にシステムパネル貯留槽といって、浸透型の貯留できる貯留槽を造って、最終的には河川のほうにオリフィスで絞って流すのですけれども。

このL地区だと、奥側です。右側、北側のほうのだらだらと下がって神崎川があるところですけども、あちらまで区域外で整備をして、河川まで持っていかなきゃいけないのですよね。こういうことが、やっぱり企業側としては、通常の市街化区域ですと、雨水管に接続して終わりなのですけども、これが大きいのですよね。ですから、この貯留槽ができて、その雨水管が河川まで民間の方が整備していただいたおかげで、その周辺のエリアの雨水の対策にもなるのですよね。でも、調整区域なので、市としては事業計画はないのです。でも、そこで、ここの辺りの安全度合いは上がっているのですよね。

ということで、直接的なお話ではないのですけれども、少し背中を押してほしいなというような、正式ではないのですけれども、そういう話は多々、事業者と協議するとあります。

○委員長 どうぞ、事務局、お願いします。

○事務局 もう一度、地図を見てもらいたいのですけれども、D、E地区があるかと思うのですけれども、そこから工業団地に延びて桜台まで行っている点々という線があるかと思うのですけれども、構想道路という。当然、構想道路なんてまだできていないと思うのですが、都市マスタープランに位置づけられている構想道路なのです。その構想道路沿いに、F、G、Hという候補地もあるのですけれども、これも構想道路ができないと、そ

もそも進まない区域。

この構想道路は、本来であれば市が整備しなきゃいけない道路なのですけども、先ほどの課題のところでは上げたとおり、市の予算って単年度予算、その単年度については予算内で整備していかなければいけないとなると、この区間を何年で整備という話になってしまいますので、その予算の制限というか、そういうものも取っ払いたくて、要は、この構想道路をインフラ負担金で整備していこうと。

そうしますと、北側にある白井工業団地、今現在、白井工業団地って非常に道路網が弱い状態です。40年代に設置されたので、その頃はまだよかったかもしれないですけども、今は大型車両が結構入ってきていて、今は道路網が弱い状況です。

この構想道路ができることで、工業団地自体も生まれ変わる可能性が十分ありますので、インフラ負担金制度を使って構想道路を整備していきたいという思惑も持っております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。事務局から今のとおり説明がございました。

ほかに、委員の皆様、いかがでしょうか。委員の皆様、いいですか。何か反対意見とかあるお方は、特に念入りに質問していただけるとありがたいのですけれども。

どうぞ、お願いします。

○委員 要するに、私が考えるに、白井市に財政があんまりないので、多分こういったインフラ負担金制度というのをを使ってやっていくしか、なかなかこういった整備ができないという理解の中で、多分この方法しかないという理解でいいということだと思いますよね。

○委員長 委員の発言を受けて、事務局、お願いします。

○事務局 先ほど事務局からも話がありましたけれども、工業団地、協議会の企業の方も来られていると思うのですけれども、しかも、土地の需要があるのも分かっているにもかかわらず、なかなかお金が入れられないという状況に、おっしゃるとおり、白井市はあるのかなと思っています。

ですから、スピードも大事で、先ほど委員のほうからも、民間企業逃げちゃうんじゃないのってお話もありましたけれども、我々もそういうことを感じていまして。そうすると、優先順位は、先ほどE地区に協議会が立ち上がっているという話をさせていただいたと思うのですけれども、通常ですと、このGとか、Hとか、Fとか、Eも含めて、道路も含めて区画整理事業をやるというのが、いわゆる従来型の方法だと思うのですけれども、そういうことは、残念ながら財政的にできないかなと。しかも、スピードも物すごく遅くなって、多分、事業完了するのに20年ぐらいかかると思うのですよね。そうすると需要なんかなくなっちゃうかもしれないし、一番は財政的な問題かなと思います。

それをどう実現するかというのは、今、E地区でそういった動きが、需要があるのです。E地区の事業者さんは、当然、角地になったほうが使い勝手がいいという要望もある。そ

ここで、計画化はされていない、構想の位置づけである道路に少し背中を押す制度があれば、うまく回るかもしれないというのが、先ほど課長が市の思惑という言葉を使いましたけれども、市の思いはそういうところにあります。

そうすると、工業団地生まれ変わる、一石二鳥だと思いますから、それは優先順位が高い取組であろうと。ですから、この制度の一番の狙いは、まず、ここを狙っています。ですから、委員の回答は、おっしゃるとおりで、市は取れる手がなかなかないので、こういう方法しかないかなとは思っています。

以上です。

○委員長 どうぞ、事務局。

○事務局 お金の話になってきたので、参考につけてもらったとおり補助金があるので、補助金は使うのですけれども、100%つく補助金なんていうのはないです。大体半分ぐらいです。あと半分、税金で払うのという話になるのですけれども。税金では財政上、無理なので、これ多分、起債になる。詳細については、また、この後、制度についてはかけさせてもらいますけれども、多分、起債になると思われます。要は、借金になります。

ただ、この借金って、工業団地が生まれ変わったり、GやFやHに上場企業が来た場合は税收につながりますので、この借金は十分返していけると思っています。ですので、ただ借金を返すだけの取組ではないという思惑も、課の中では持っています。

以上です。

○委員長 立派な投資だと思う。

ほかに委員の皆様いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○委員 この制度のそのものは、大変必要な制度だというふうに思いますけれども、規模感が出ていないのですね。国と県の制度を使っていくということですが、やはり進出していくところでは、一から整備をしていく。進出したいという思いに至るような規模感じゃないと、なかなか難しいかなと。特に県の制度を使うと、市町村が負担する分、2分の1、それで5億円もらうには、市が10億円出さなきゃいけない。実質そうなってくると、非常に大きな事業になる。規模感というのをどういうふうに考えているのか、お聞かせください。金額ではなくて、どの程度、整備費の例えば半分まで出すとか、3分の1まで出すとか、面積だとか、出てくる企業によっても違ってくると思いますけれども、魅力ある規模にしていけないといけないのかなと。

○委員長 事務局、お願いします。

○事務局 先ほど言ったとおり、狙いは構想道路なのです。構想道路を、正確にはじいていませんけれども、当然10億ではできません。10億ではできないので、ですから、規模感というのは、それを後押しする、だから、はっきり言って、10億出すというイメージですよ。それは構想道路を取りあえず河原子街道まで造るということです。これを条件に、

これをセットでE地区を整備するという、そういうイメージです。

○委員長　じゃあ、ちょっと質問なのですけども、今、E地区の話なのですよ。A、K、L、Mについては、優先順位下がる。

事務局、お願いします。

○事務局　今の状況を簡単に説明させていただきます。一番進んでいるのがK地区になります。K地区は、もう協議会がまとまって、事業者、事業検討パートナーとして民間事業者が入って、その方たちと細かい条件を詰めて、調整区域で都市計画提案制度による地区計画という提案をするのですけれども、それで建物が建てられるということで、今、データセンターの建築に向けて、K地区は都市計画審議会でも今、継続審議中です。これが一番進んでいます。

次に、A地区になります。A地区は、ここも協議会が事業検討パートナーを選んで、ここはやっぱり地権者さんの合意率がなかなか上がってこなくて、3年ぐらいずっと話し合いをしているのですけれども、事業検討パートナーさんが入って、どんどん合意率のほうは今、上がってきています。この後、事業者さんを選定したりすることになろうかなと思います。こちらの事業手法については、先ほどの資料で地域未来投資促進法の資料とかついていましたけれども、調整の地区計画による手法か、はたまた地域未来投資促進法、そういったことを視野に今、検討しています。

最後に、L、M地区です。L、M地区は、協議会が立ち上がって、これで事業検討パートナーを今、募集して、複数社来ています。複数社来ていて、今その選定、どちらにしようかなということを今月、協議会で決定する運びになっています。

以上です。

○委員長　ありがとうございます。お願いします。

○事務局　補足しますと、先ほど事務局のほうから説明があったとおり、K、A、Lというのは、もともとニュータウン区域で、ニュータウンから除外された。ですので、この中は、インフラは整備されていないのですけれども、隣接するところはインフラが整備されていますので、インフラの整備の量的には、EやGやFとか、そういうところよりは少ないはずですので。そうすると、優先的にインフラ負担金を使っていくのは、構想道路沿いかなという思いがあります。

○委員長　そうですね。地方行政の原則で考えれば、費用対効果で、最少の負担で最大の効果を上げようとするから。だから、K、L、Mになるのだらうなというのが見えますよね。ありがとうございます。ほかに委員の皆様、いかがですか。

どうぞ。

○委員　ちょっとイメージがつかないので教えていただきたいのですけれども、例えばE地区、結構広いと思うのですけれども、ここに何社ぐらい。以前、物流関係という話は聞いているのですけれども、何社ぐらい誘致してというイメージなのか教えていただき

たいのと。

あと、構想道路の近くの通り沿いに物流施設が多分来たいと思うのですけれども、内側に入る企業さんって、また道路を造ってということになる。内側に入れば入るほど、このインフラ負担金というのがどんどん増えていく仕組みになっていくのか。そこら辺、企業側の負担、行政の負担というのが、どういうふうになっていくのか、ちょっとイメージが湧かないのですけれども。そこら辺、どういうふうに考えているのか教えてください。

○委員長 どうぞ、事務局、お願いします。

○事務局 まず、E地区なのですけれども、協議会の活動区域として30ヘクタール弱になっているのですけれども、それは50%で協議会が立ち上がっているのですけれども、エリアを拡大することを地権者さん自らが地区の方を練り歩いたりして、合意を取ろうと活動をずっとしてきているのですけれども、当然、御不満な方もいらっしゃるって、農業やられている方もいらっしゃるって、俺たち、どうなっちゃうんだみたいなことで、なかなか合意形成が進んでいない。農業はそのままでも大丈夫なような土地利用にやっていくのですよというような、しっかりと将来像を話し合いましょうというようなことをずっとやっているのですけれども、全体としては、構想道路にタッチするようなエリアをたしか考えているので。どこまでの合意率になるかで、取れる街区は変わってくるので、今明確には言えないところがあります。

○委員 2ヘクタールぐらい。

○事務局 2ヘクタールぐらいの土地からスタートしています。

あと、次々、10億円、10億円、ずっと出していかないといけないのかというような御質問の趣旨でよろしいのですか。

○委員 道路沿いに例えば物流倉庫がどんどん並んでしまうと、結局、白井の第2か第3かあれなのですけれども、後から出てきた白井の工業団地さんって、後から虫食いのように開発していつている状況なので、それって多分E地区なんかは開発されてしまうと、やっぱり価値がなくなってきてしまうのかなというのは、すごく懸念してしまして。であるならば、一帯のところを道路をきちっと造って、インフラも整備してとやれば、多分、土地の価格って物すごく上がると思うので、かつ、魅力がある工業団地というか施設になると思うので、できれば、そういうことを希望しているので。

何となく、この流れでいくと、道路沿いにぽつん、ぽつんと物流倉庫だけ建って、中の道路が整備されなくて、内側の方の土地の価値は上がらないまま、開発もされないまま終わってしまうというのが、すごく白井市にとってはマイナスじゃないかというのを感じていますので。

○委員長 どうぞ、事務局、お願いします。

○事務局 委員のおっしゃるとおりで、16号沿いだけに簡単に物流倉庫か何か張り付けちゃうと、奥の土地が死んじゃいますよね。ですから、E地区で物流を建てるのであれば、

この道路を造るのが条件だというふうにしたいと思っているのです。

でも、それ以外も、ちょっと盗人猛々しいというか、許認可で造れという話になると、企業側からすると、それじゃできませんという話になろうかなと思うので。一つ、インフラ負担金の話が出ているということです。

結局、道路を造るときって、確かに造った構想道路沿いの土地の価格が当然上がるので、企業はもっと頑張るのですよね。区域をもっと広げたほうが、結局、さっき私が言った区画整理みたいなことをイメージして、これを単体の開発でスピードを上げてやるという話になるのです。

通常だと、区画整理組合をつくって、民間事業者が入って、地権者さんを一人一人練り歩いて区画整理組合をつくってということなのです。これだと何年もかかるので、ここに市が介入するのです。介入というか、協議会ができてから入っていく。皆さんで話し合いをして、反対の方を、我々は公ですから、しっかりした形で話をまとめていく。これが白井市の企業誘致です。これしか方法がないかなと。先ほどの委員の御質問の回答にちょっとかぶっちゃうと思うのですけれども、それで進めていこうと思います。

以上です。

○委員長 続いて事務局、お願いします。

○事務局 補足しますけれども、E地区は、一部、地区まちづくり協議会ができていますけれども、全体ではまちづくり協議会ができていないのです。当然、G、F、Hもできていません。ですので、正式なサウンディング型市場調査は、まだやっていないのです。

先ほど委員が物流とおっしゃっていましたが、物流になるかどうかは、まだサウンディング型市場調査をやってみないと分かりませんので、物流以外になる可能性もあります。その辺は、訂正じゃないですけれども、言っておいたほうがいいかなと思って言いました。

以上です。

○委員長 それ、随分先の話ですよ。その構想道路沿いのF、G、Hのところの道路整備って。

○事務局 当然、基点から始めないと進みません。ですので、まず、この4か所のうちでは、E地区が優先。

○委員長 どうぞ。

○事務局 ちょっと追加で、実際は、E地区が協議会が立ち上がっているというのは、ホームページに載っているのです。1回、E地区単独で、事務局からちょっとありましたけれども、サウンディング型市場調査とかは、一部、E地区全体じゃなくて、協議会が立ち上がったエリアでやったりしているのですけれども、市が情報を出していると、プロの方から見ると、E、D、L、G、H、鮮魚街道から、この一団の土地がターゲットになりますよねという話をよくディベロッパーさんとお話をする。例えば、これを緩やかなアンケ

ート調査をしていくとかどうでしょうか、そういった話にもつながっていったりもするのです。実際そういう提案とかもありましたけれども、まだ時期尚早でしょという話でスタートとかしていません。けれども情報を出すことで、ちょっと動くことでいろいろな形で物事が動いていくのですよね。そういう可能性は、どんどん白井市としてはやっていったほうがいいなと思っています。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

では、戻りまして、委員の皆様、ほかに何か御意見等ございませんでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○委員 今のお話の延長線上でいきますと、この構想道路が河原子街道まで開通するということが理想だとすれば、E地区というのは16号に面しているから、特にこの構想道路ができなくても、単独で事業はできるということ、先においしいとこだけ処理して、あとはだんだん負担が上がりますよとかって、そういうふうになりはしないかと思って心配しているのですけれども。どちらかという、構想道路の前後にある今の候補地が一体として、そういう事業者を求めていくようなことをしていかないと、大分タイムラグが出ちゃうのかなみたいな、そんな感じがしたものですから、意見を言わせていただきました。

○委員長 事務局、お願いします。

○事務局 御懸念している今E地区で、確かに調整区域でも、国道16号みたいなところですと、我々、開発許可制度で単独の倉庫とか、自己用であれば建てられたりとか、開発許可基準がありまして、そういった事例もあるのですけれども、これ事業者さんと話をすると、行政側がメッセージを出しているの、我々と一緒にやると、単発の土地利用ではなくて、それ以上の、そっちのほうで得だというふうを感じる事業者さんも、共感していただいたり、賛同していただいたりする、そこには利益があるのかもしれませんが。そういった事業者さんがいらっしゃるのですよね。ですから、そうじゃない事業者さんとは、我々組むつもりもないですし、そういう事業者さんを選ぶつもりもありません。

ただ、協議会さんがいらっしゃるので、協議会さんの意見は、当然、早くマネタイズしたいという地権者さんもいらっしゃるかもしれませんが、当然、公がやるので、市の行政計画に沿った形、市の企業誘致基本方針及び新しいこの負担金制度ができたなら、そういった事業者さんとは要件が合いませんから、それは組まないですよね。そういった立てつけにしたいと思っています。

以上です。

○委員長 委員長として素朴な質問なのだけれども、議論の本線なのだけれども、これインフラ負担金制度をつくらなかったら、E、F、G、Hとかの開発進むの。端的に聞くけれども。開発、難航するんじゃないかなと思うのですけれども、その点どうですか。

どうぞ、事務局。

○事務局 確かに構想道路はできないという結論になるかもしれません。だから、背中を押さないと、構想道路ではない形で、先ほどベルクでも説明しましたがけれども、区域外整備で雨水を持っていくだけでも、かなりのお金がかかるかもしれません。ただ、道路を造れば、道路を経由して流していくのですけれども、それはお金が物すごくかかりますよね。そうじゃない方法で、負担金、区域外整備をするというのが、事業者が取る手かもしれません。手というか、考えかもしれません。

○委員長 もちろん、話の腰を折るようで申し訳ないのだけれども、インフラを整備するに当たって、やっぱり民間事業者とやるわけだから、そのときで安い工法というのを選ぶと思うのよね、その場に合った。だから、インフラを整備するに当たって、開発が進めば進むほど、負担はもちろん大きくなるのだけれども、多少なりとも、この負担金制度があることによって、少し緩和が図られるかなというふうな理解でよろしいんじゃないかと思うのですよ。

どうぞ。

○事務局 今ある条例でつくっている制度って、SPCが対応していないのですよね、それ以前の奨励金制度。要は、SPCって、建物土地と、その事業所を運営する事業者は全く別だと、一緒じゃないと、今の条例制度って対応していないので。今、需要が強いのはデータセンターと物流なのですけれども、全部SPCですよ、事業なのです。条例上のインセンティブは一切該当しないという形になってしまいます。調整区域なので、そもそも企業誘致奨励金は対応しないのですけれども。

○委員長 だから、この新たな負担金制度をつくることによって、今まで対象外だったものを補助金を交付することができるといえることですよ。

○事務局 そうです。何でもかんでもじゃなくて、本当に市のためになるようなインフラであれば、補助金を出すよという制度です。

○委員長 そうですよね。そこは、何十にも市がバリアをつくると思うのですけれども。どうぞ。

○委員 今の話で、E地区からどんどん企業側を誘致して、このインフラ負担金で広げていくという話で。企業を集めて、プランもできていくと思うのですけれども、ほか、FとGとHがまだ協議会できていないというところで、ある程度ビジョンはできて、企業も決まってきた、やるぞといったときに、この三つの区域が動く可能性というか、何か戦略はあるのですか。

○委員長 どうぞ、事務局。

○事務局 先程も言っていますけれども、道路がないので、今までHとかFとかGの方には、通常ですと、一番最初、うちが協議会とか立ち上げませんかという説明会をしたり、緩やかなアンケートを取ったりということをするのですけれども、ここの三つのエリアはやっていません。やっぱり道路がないからで、構想道路の見込みが立ってきたら、当然、

我々はアクションを起こして、もしかしたら、それより先に、E地区で実現しようとする民間事業者さんのほうからの協議会を立ち上げていこうというアプローチもあるかもしれません。最終的には、E地区とか、F地区とか、H地区で、別々な協議会かもしれませんが、大きな一つの協議会みたいな形になるイメージです。だから、区画整理組合のようなイメージになっていくのかなと思います。

以上です。

○委員長 どうぞ、事務局。

○事務局 来年度の4月から新たに設置される未来創造戦略室なのですが、取りあえず令和12年までの時限的な室になります。それがある程度の目安になろうかと。

○委員長 ほかに委員の皆様いかがでしょうか。どうぞ。

○委員 この計画道路の点線のところのエリアの方々に対して、状态的に、いつもこういう計画があるかないかまでは、この計画道路があります、この計画道路の沿線の方々に対して、常にそういうアプローチをして、こういった計画があるけれども、皆さんはどうですかというようなコンタクトをしてコミュニケーションを図っておくと。そういう作業という働きを市の職員というか、市の仕事として日常的に行っておく必要があるんじゃないかなと。いきなり、こういう計画があるから、この話どうかということではなくて、常日頃から。例えば、自治会活動であるとか、そういったところで日常的に、その計画のところだけは、ほかの道路もそうです。計画のあるところについては、絶えずアプローチをする。もちろん、反対があつたら、反対を反対として受け止めておくと。賛成があれば賛成として受け止める。どこに、どれだけの、どういう人がいるのかということを経営として把握しておくことは、とても重要じゃないかと私は思うのですけれども、そういった日常的な取組として、この計画道路とそういった日常活動を結び付けて、リンクしてやっていったら。

この構想自体はとてもすばらしいと思うし、こういう機会に、国のお金や県のお金、ありとあらゆるものを利用して、利用できるものは使って推進するということは、片側の業務としては、とても重要だと思いますけれども。もう片側のほうで、プランが立ち上がった、立ち上がらないにかかわらず、日常業務として、こういったネゴシエートするポジションというのは、あっていいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長 ありがとうございます。貴重な意見だと思います。それも予算制約という条件があるから、進めたいのはやまやまなのですが、ない袖は振れないというか。そういった部分、御勘定していただくことになるんじゃないかなというふうには思います。

○委員 コストをかけずに、ただ話をするだけですから。

○委員長 市の職員が動くということは、コストが発生します。

○委員 そこらを、例えば、その地域のエリアの自治会の皆さんの力を借りるとか、まちづくり条例、まちづくりのいろいろ組織がありますから、市のお金を使わずに、予算を使

わずに、皆さんの民意でもって、そういう合意を形成するという手法も。

○委員長 それは、もうテレパシーしかなくなってくるのでは。

○委員 そうでもないんじゃないですか。だって、自治会活動に皆さん参画してくれていますもの。そういう場をつくってあるのですよ、白井が。

○委員長 今、説明しているのは、市が動くとコストがかかるということで。

○委員 分かります。でも、そのコスト、工業団地協議会は、このエリアにあるわけですが、非常に道路インフラが悪いということを常々申し上げています。この地区は年間で10億、固定資産税をお支払いしている。都市計画税です。じゃあ、そのお金は、こういった沿線道路を、計画道路を実現するための、この10億の中のどれだけのお金を引き当てすれば、そういった日常活動としてやっていただけるのか、充てているのか。逆に言えば、10億を投入しているけれども、その10億のお金、都市計画の費用として、どれだけお使いになっているのか。

○委員長 今、負担金制度の創設と関わりがある内容でしょうか。

○委員 制度は素晴らしいと言っているのです。これは素晴らしい、だから、やりましょうと。

○委員長 申し訳ございませんが、議案として、この負担金の創設について話し合っています。

○委員 それはオーケーです。素晴らしいと言っています。

○委員長 なので、それ以外の派生する問題で審議に時間を充てると、予定している会議の時間をオーバーしてしまいます。

○委員 分かりました。

○委員長 行政の方も、ここの委員の皆様も、その辺御理解の上、議論に協力していただきたいなというふうに思っております。

○委員 すばらしいと思っています。賛成です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ほかになければ、そろそろこの議案についてまとめたいと思うのですが。

この議案に対して、反対の方はいらっしゃいますか。

反対なしということで、ありがとうございます。

じゃあ、この議案1、企業誘致における負担金制度創設の方向性については、この辺りで終了したいと存じます。

なお、答申については、審議等を考慮したところ、妥当でよろしいのではないかと考えております。皆様の寄せていただいた御意見については、事務局のほうに真摯に受け止めていただいて、構想道路をめぐって様々な思いがあるということが確認できたかと思えます。ありがとうございます。

これで議案1は終了させていただきます。

では、続いて、報告に移りたいと存じます。

報告の1、第2次産業振興ビジョン（仮称）改定について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

産業振興ビジョンなのですが、第1回会議の資料でも送付させていただきました。内容も簡単には説明させていただいたのですが、前回お休みの方もいらっしゃいましたので、資料に一部補足を入れつつ、再度簡単に説明させていただきます。

それでは、送付しました資料の報告1、第2次産業振興ビジョン（仮称）改定についてを用意していただきまして、1枚めくっていただければと思います。

まず、1の目的からお話しますのですが、この産業振興ビジョンは、白井市の行政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位計画でもある白井市総合計画を推進するための産業・雇用分野の基幹計画に位置づけられているもので、令和3年12月に初めて策定し、令和4年度から計画期間がスタートしております。

この名前のビジョンという名称なのですが、指針とか方向性を示していて、その目的としましては、農業、商業、工業、観光といった異なる分野の事業間の連携を促すことで、産業全体で政策効果の極大化を図ることにあります。

それで、2に移るのですが、計画の期間は、通常では総合計画と同じ10年間としています。第2次ビジョンも、ここに書いてありますとおり、令和8年度から17年度の10年間と予定しておりますが、このビジョンが始まったタイミング、先ほど令和4年度から始まったと申し上げましたが、そのタイミングが総合計画の期間とはちょっと異なるため、現在のビジョンの期間は、今の総合計画との整合性を見据えて、それが終了となる令和7年度までの、4年からなので、4年間としており、あと2年で終わってしまいます。そのため、添付のスケジュールのとおり作成しようというのが、今、見いただいているこの方針であり、今回の報告事項となります。

続いて、3の改定スケジュールは一旦飛ばしまして、4番の改定の内訳に移りますが、ここには、まず委託を行うもの、あと、1枚めくっていただいて、市の職員や産業振興ネットワークさんで行うものと記載しています。今回は、業者さんを入れて、本市の特性や強み、あと現状と課題を多面的、多角的に検証するため、市民や市内外の事業者さんへのアンケートや現況調査なども念頭に入れた基礎調査業務等を先ほどの業者さんのほうで委託を入れて、広く詳細に行います。そして、そのデータを基に、こちら事務局にてビジョンの方向性の原案を作成し、産業振興ネットワークさんの皆さんに確認、検討いただくといった内容で進めてまいります。

それで、一つ戻って、3番のそのスケジュールということで、続いてA3の資料を御覧

ください。スケジュールと書かれているものです。

まず、令和5年度に行うものですが、1番のビジョンを決定する旨の庁内、市役所内での意思決定は済んでおります。そして、細かなところで申し訳ないのですが、3番のところで、先ほどの業者さんへの委託の仕様書を作成、4番の予算入力と書いてありますが、これは予算案の作成ということですね。これらも済んでおります。これから3月の予算の議決を経て、業者の選定に入ってまいります。

それで、6年度には、5番の業者選定ということで、プロポーザルと書いてあるのですが、プロポーザルというのは、先ほど作成した仕様書、この中には当然、予算の上限額なども入っているのですが、これを公表して、事業者さんからの企画や提案を募った上で、最も優れている事業者さんを選ぶというふうになります。

それで、どの事業者さんがいいか選ぶということで、その選定委員会を設置するのですが、市の職員に加えて、このネットワーク会議のほうから、委員長と副委員長のほうにも参加していただくことで、既に依頼を内々に行わせていただいたところです。こちらの時期が、大体6月の下旬頃を予定しています。委員長、副委員長、よろしくお願いいたします。

そして、事業者が決まりましたら、このネットワーク内で、6年度はアンケート等の基礎データを基に、目指すべき姿や基本理念、骨子といったものを検討していき、年度末にはそれを決定し、①の市の戦略会議にかけて決定する。

そして、続いて7年度には、その決定した体系、目標、方針を基に、具体的な素案をつくっていくといった、そんな流れとなっていきます。

このビジョンをつくっていくためのネットワーク会議は、ここにも書いてありますとおり、年度ごとにそれぞれ3回ずつを今、考えております。

このように、今後、皆さんに産業振興ビジョンについて諮っていくこととなると思いますので、来年度以降は、どうぞよろしくお願いいたします。

ちょっと長くなってしまったのですが、報告1は以上となります。

○委員長 ありがとうございます。

令和6年度会議の予告でございます。最大で3回ほど会議があるようなので、そこで話し合うのがこの第2次産業振興ビジョンの改定案でございますので、皆様、その際には、どうぞ御参集していただければと思います。

どうぞ。

○事務局 最小で3回。

○委員長 最小で3回。失礼しました。

これで報告1については、それで終わりにしたいと思います。

続いて、報告の2をお願いします。

○事務局 報告2について、事務局から説明させていただきます。

まず、こちらのほう、資料のほうなのですけれども、報告2、電力・ガス等価格高騰対策支援金についてということで、こちらのほうの資料のほう御覧ください。

こちらのほう、令和5年度中に産業振興課のほうで行った事業者支援事業についてということで御説明いたします。

まず、資料にもありますように、白井市電力・ガス等価格高騰対策支援金事業は、地方創生臨時交付金を活用し、令和5年7月の11日の6月議会において、支援金原資3,000万円、事業費13万8,000円、事業総額費3,013万8,000円の予算措置をいたしました。

事業の概要については、電力及びガス代等の高騰により影響を受ける事業者の負担軽減に資するため、要件に該当する事業者に対し、個人事業主等については5万円、中小企業等に対しては10万円の支援金を予算の範囲内において支給するものです。

支援金の対象者及び要件については、市内の中小企業、小規模事業者、個人事業主及び社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人、公益社団・財団法人または組合であることということです。要は、市内のほうの事業所等をかなり広くという形になります。

所得要件については、こちら前年度の事業収入が103万円を超える方で、なおかつ、事業収入が主たる収入であることということです。なおかつ、ここがちょっと重要なのですけれども、支援金を支給した後についても事業を継続して行うという意思がある方ということで載っております。あと、法令及び公序良俗等及び暴力団排除条例、こちらのほうに反しないことということで、こちらのほうの該当も要件という形になっています。

支給想定事業者数なのですけれども、こちらのほう、R4年に実施した原油価格高騰対策支援金、内容が事業のものなのですけれども、この申請実績のほうを一応基に算出をさせていただいています。こちら件数のほうが、中小企業等については200件、個人事業主等については、こちら200件、計400件という形で事業のほうを実施いたしました。

申請期間としては、令和5年9月の15日から11月の15日までの2か月間で行っています。

事業報告としてなのですけれども、こちらのほう、9月の15日から9月の26日の12日間で予算額に達してしまいました。ですので、そちらのほうで終わりという形になっています。こちらのほう、どこの企業が、どのように、どのような理由でということについては、細かい分析資料のほうは後ろに添付させていただいておりますので、そちらのほうを確認いただければと考えております。

また、こちら資料のほうは載っていないのですけれども、令和5年度については、12月に、また新たに国のほうから交付金が下りたことから、新たな事業者さんに対する支援事業ということを経営のほうで検討いたしまして、その中で、9月に実施した支援事業が受付開始から12日間で終了してしまっていて、なおかつ、再開を求める意見というのが多数あったことから、9月に実施した交付要件に、9月に実施した支援金に申請をしなかった事業者ということで、救済措置という形を追加して、令和6年1月の16日から2月の15日まで

期間で受付のほうを再開いたしました。

なお、支援金の原資についてなのですが、こちらのほうは前回やっているものの受けられなかったという方たちなので、少し規模を落としまして、原資が1,700万円、事業費が9万8,000円、総事業費が1,709万8,000円で、想定事業者数が、中小企業等が120件、個人事業主が100件、計220件という形で行っております。

事業報告としては、こちらのほうも16日で終わっておりますので、まだ審査中ですので細かいことまでは言えないのですが、申請者ベースでいきますと、中小企業が84件、個人事業主が94件、計178件の申請がありました。こちらのほう、最大交付金額としては1,310万円という金額になっております。

以上で、令和5年度に実施した事業者支援事業について、説明を終了いたします。今後、事業者のニーズに合った事業を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

1次募集かけたら、12日で終わったと。思わぬ苦境に立たされている方々が多くいらしたと。それで再度、白井市で検討して、追加の補正措置を取ったと。それが、だから、当初申請した人たちを除く、申請していない人たちを対象としたというわけですね。

○事務局 はい。

○委員長 ありがとうございます。

以上で報告事項は終了したいと思います。

続いて、次第に沿って、その他とございますが、その他についていかがでしょうか。

事務局、お願いします。

○事務局 それでは、その他ということで、市の共済事業について1点だけ説明させていただきます。

皆様の机に初めから置かせていただきました緑色のチラシ、こちらを御覧ください。

こちらなのですが、市と包括連携協定を結んでいるあいおいニッセイ同和損保さんによって、来週、市役所横の保健福祉センターのほうで行われるもので、BCP、これは災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑えて、事業の継続や復帰を図るための計画なのですが、これの整備や見直しをしようというのがテーマになったセミナーです。

定員のところなのですが、50名としておるのですが、先ほど午後一にあいおいさんに確認したところ、十何人ぐらいというところなので、まだ余裕が大分ありますので、お知りになっている事業者さんにお声がけをいただきたいと思いますので、提示させていただきました。

締切りなのですが、22日までとなっているのですが、過ぎてしまっても大丈夫

夫とのことなので、不明な点ありましたら、私のほうまでお問合せいただければと思います。

私のほうからは以上となります。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに、その他、ございませんか。

以上で、議案、報告事項、その他を終了いたしました。それでは、事務局にこれより後の進行をお戻しいたします。

○事務局 委員長、ありがとうございました。

では、こちらで、以上をもちまして令和5年度白井市産業振興ネットワーク第2回会議を閉会いたします。本日も慎重な審議をいただきまして、誠にありがとうございました。